

9月27日(第4日目)

1. 開議並びに散会時刻

自午後2時〜至午後4時5分

2. 応招議員は次の通りである。

1番 伊保清安	2番 天久益雄
3番 石川真六	4番 瑞慶覧朝村
7番 比嘉益栄	8番 又吉正弘
9番 棚原豊信	10番 稲嶺正康
11番 安次富盛信	12番 大川昇
13番 知名朝司	14番 崎間正篤
15番 仲村春仁	16番 武島行男
17番 佐喜真弘	18番 比嘉義定
19番 宮城盛昌	20番 伊佐徳次郎
21番 仲村盛光	22番 古波蔵清次郎

3. 不応招議員は次の通りである。

4番 渡名喜喜庸仁、5番 宮里敏行

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席した者は次の通りである。

市長 島袋全一 助役 沢岨安一  
総務課長 奥屋好永 税務課長 仲村春信  
住民課長 棚原盛信 厚生課長 伊佐友誠

農林課長 崎間 政光、観光課長 古波 蔵 信三  
都計課長 島村 善幸、建設課長 島袋 善信  
水道部長 仲村 春盛、営業課長 奥里 将 俊弘  
会計課長 多和田 真一

7. 議会事務局職員の出席者は次の通りである。  
事務局長 末吉 健男、書記 島袋 真由

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1. 議案第76号 1968年度宜野湾市水  
道事業会計追加更正予算  
" ス 諮問第5号 市有財産の処分方法  
ト 117.

議長 出席17名であります。市町村自治法の第53条の規定によりまして、議会は成立致しております。よって只今より本日の会議を開きます。(午後2時)

議長 暫く休憩致します。(午後2時)

議長 再開致します。(午後2時1分)  
日程第1.議案第76号 1968年度宜野湾市水道事業会計追加更正予算についてを議題と致します。本案につきましては、事務局の朗読を省きまして、直ちに理事者の説明を求めます。

水道部長 御説明申し上げます。今度の追加更正予算の場合には、後で詳しくなる訳であります。事業として新しく区画整理事業が大体完了間近になっております。第二地区、あれの配水管の設定、それから現在、給水施設の不備で非常に給水事情の不自由をかこつてゐる地域への改善工事が主であります。その工事を遂行するために各項目に~~要~~わたつて、ある程度更正されてゐる訳であります。事業収益と致しましては、過去の記録によりまして、栓数の増いやなくて、需要増が相当見込めましたので、この需要増に応じた収入と、それから支出の項目では又後で4頁に示されております。所の

実地計画の場合に詳しくなる訳であります。浄水購入費とが、それから施設のあれなんかに支出の方は入っております。資本的支出の方であります。この支出の増は、只今御説明申し上げました通り第二地区への配水管の新設、それと野嵩の東部あたり、東側ですが、それと嘉敷ハイツが非常に今の現施設では給水状態が悪い地域がある訳であります。これの改善工事、それと前年度事業から繰越事業になっております。長田、赤道あたりへの給水工事のメーターの設置の場合の千枚料として組まれております。実地計画を御説明申し上げます。事業収益と致しましては、当初予算が280,058ドル、これを増が18,720ドル、計298,778ドルとなっております。これは先き申し上げました通り水の販売増であります。支出の項目であります。事業費、営業費用の方、251,865ドルが11,180ドルの増で~~263,045~~263,045ドルになっております。この内訳は自分で受水費、これは公社からの水の購入費であります。需要増に伴う又購入増が12,876ドルの増を見込んであります。総配水費、これは~~1,000~~1,000ドルの増、前に3,000ドル組んであったのが4,000ドルつまり原材料費の増を見込んであります。業務費と致しましては、多

36,766ドルの当初予算に対しまして、2,118ドルの減となっておりますが、これは集金手数料の方これを4つに分けまして、外人地域それから沖縄人の居住地域中には米人も含んでおりますが、これを三地区に分けまして請負われぬ方と3. 銀行の方が手数料はやらなくてもやるというふうなあれで、この減になっております。それと総保費の方18,067ドルの当初予算に対しまして772ドル増、これはこの賃金の場合に、事務整理とか何とかであれやっておりますが、警察の方にずっと3名の職員を派遣するよう要求されておりますので、やがて済むと思っておりますが、この解決するためこの事務整理の賃金が増になっております。退職給与金は5年間務めておられた方がこの前やりましたので、これの退職給与金を計上してあります。負担金の項目では、水道協会の会則の改正によって、今まで100ドルの負担だったのが、180ドルで80ドルの増になっております。その他の営業費用、当初予算5,220ドルに対しまして、1,350ドルの減、これは材料売却原価の推定の減であります。それから次の資本的支出の部に移りまして、資本的支出既決の予算額97,473ドルに対しまして、14,000ドルの増、それで計が111,473ドルという計になっておりますが、この内訳は

給水施設費と致しまして、現在メーターの増が大体一日3件平均になっておりますが、この分は先ず手持の人数で今解決できると致しまして、推定しておりますが、この5号線沿の軍配水管の完成と共に我々の配水管もこれにすぐこれにつながりますので、その時には一ぺんに相当な給水申請が殺到するものと見込んでおります。これに対処するため人夫賃というふうな方法でやるか、それから手数料をけでやるかというように考えておったのでありますが、先ず手数料だけというふうな考えでこれはメーター取付け手数料400ドル、原材料費は給水施設の増に伴う1,590ドルの増というように計上してあります。配水施設の方では当初予算60,910ドル、増が10,410ドル、計が71,320ドルとなっておりますが、これは先にお話し申し上げた第二地区への工事の新設、それと野嵩、嘉教ハイツへの現施設の改善工事であります。先ず二つを工事請負額と致しましては、22,100ドル、更正が25,450ドル、増の3,350ドルでその第二地区への2,550ドル、嘉教ハイツ600ドル、野嵩200ドル、これは工事費の分でありませう。それから原材料費と致しましては、前に32,900ドル、この32,900ドルというのは今年度工事に予定されております。

志真志地域の、それから真志喜の改良工事でありますか。その他に今度の何千ドルという追加は、今お話し申し上げた第二地区と、その改善工事であります。増の分は野嵩300ドル、嘉数ハイッ900ドル、第二地区配水管敷設工事が5,560ドルとそれに5号線に沿ったこの300ドルとありますのが、長田の十字路から東に大体500メートル位行った所から上の方が計画もれになっておりましたので、これの追加300ドル分を計上してあります。以上で簡単に説明を終わります。

議長 本案に対する質疑を許します。

議長 暫く休憩致します。(午後2時15分)

議長 再開致します。(午後2時18分)

1番 1点だけ質問致します。退職給与金の128ドル、この職員が退職するために支払われたこの年分に対する退職給与金ですが、よろしければその人の名前を発表願います。普通退職であるが、この2点、退職願を出しての退職であるが。

水道部長 お答え致します。この方は野嵩出身で、屋号は分りませんが、名前は桃原則彦

といたします。年齢は若い方があります。それでこの方がやめようとした場合に、先ず担当の工務課長金城さんが行って事情を話したさうですが、それでやめたいと、技術の職に移りたいという関係で聞きましたもので、確かめるために今度は私も営業課の方からも本人とじかに会って、決心がかなければ明日までは待つておくから明日返事してもらいたいということをはっきりして本人の意思によってやめた訳であります。

8番 1点だけ、メーター取付け手数料は臨時的なものであるか、その説明。これと第二地区配水管敷設工事はどの程度のあれであるか。

水道部長 御質問がさうありますので、メーターの設置費の方からお答え致します。現時点で大体の推計1日3件を上回ってメーターを新設している訳であります。これは給水の新設、この場合私達としましては、1組の人が、2人で1組になった、ずっとこれをやっている訳であります。現在でもかえって停滞がござります。もう精一杯やっている訳であります。この予想される5号線沿の給水申請が一度にどっと来た場合に、どうしてもこれは手におえない



と、それが引き延ばしするとした場合  
にはかえって御迷惑をかけるという所  
んばいで、これは計上されております。  
これは恒久施設のあれでありまして、  
臨時じゃありません。新設の場合に  
は、屋内からこんどは、指定店によ  
つてなされる仕事が相当ある訳であり  
ますが、我々の所有に帰してきますメ  
ターのこれとちよに適合する仕事はあ  
くまでも我々の仕事でありますので、こ  
の仕事でありまして、臨時的な仕事で  
はありません。二番目に第二地区の  
工事計画を御説明申し上げます。先  
ずこのあれは211号線と云ってござ  
うであります。消防署の近くから奥  
に向って左側は南、どの方向に向  
うかはつきり分りませんが、先ず右側を  
北側として、御説明申し上げます。12  
月から受け入れというような準備であ  
りますので、一遍にそのゴソット入るあれ  
じゃなくて、我々の予想としましては、1  
00栓を予想しております。先ず一家  
5名平均としまして、これはあくまで推  
定であります。先ず500人位、それで  
今度の延長は総計1,450メートルを  
予定しております。先ず左側、南側の  
方に鑄鉄管の2インチをずっと道路  
に沿って末端まで敷く積りであります。  
右側の方は、100ミリの鋼管で、これも

十字路になつた所がありますが、そこまで行って、そこから又この地図を広げて見ましても、太い道とどうということがありませんので、パイプをおとしてスイングでもって行くようにしております。

8番 現在メーター取付の方は大体申し込みしてから、20日から1ヶ月位かかるような話を聞いておりますが、その期間は普通の状態ですか。

水道部長 この人達のやり方を見た場合には一生懸命やっております。

8番 やる人は一生懸命やっておりますが、申し込んだからの期間ですね。

水道部長 殺到ということはおぼろげですが、我々の力以上に申し込みがあつて、停滞しているような格好であります。

8番 このメーター取り付け手数料は、結局その期間を短縮しようというお考えのもとに計上されたものであるか。それから先き程の御説明によりますと、新設だけと、新設という言葉が出ておりましたか、結局どうする場合にも、今、宜野湾校区、そして第二地区だけを考えたか。

水道部長 そうではありません。新設といひますのは、あくまでもメーター1個に対する新設でありまして、地域的の新設工事ではありません。長田工事ほどの予算から、この工事はこの予算からという訳ではなくて、もしこれが認められれば、これも勘案して、現在の職員もそのまま別にひっこますあれではありません。

8番 手数料そのものは、今の時間より尚短縮するという考え方によって計上された訳ですか。

水道部長 はい、そうであります。

16番 第二地区の施設が2インチと100ミリ、100ミリというのは、4インチですか。(はい。) 鋼管の耐用年数は何年位ですか。それと、将来の給水人口をどの位見積つての現在の計画であるのか。

水道部長 お答え致します。将来の給水人口がありますか、M. C. F. つまりマリン航空隊がもし今後解放でもやるとしたら、これまでは勘案されておられません。

16番 焦点をしばつて下さい。現在区画整理は、やられてゐることを私は指してゐる

	んであつて、将来の解放云々までは聞いておりませんから。
水道部長	現在の区画整理地域の場合には、約500を見積っております。
16番	500戸ですか。
水道部長	はい。課長の方から指摘されましたが、鑄鉄管と鋼鉄管が入れ代つてゐるようであります。北側に通す鑄鉄管は3インチ、それから南側に通す管は鋼管の2インチであるさうです。耐用年数は鑄鉄管が約38ヶ年、鋼管の方は25ヶ年を予想しております。
16番	この500戸とか、或は人口というものは、単に水道課だけの推測で予算化したのか、それとも都計課ありと十分に協議なされた結論であるのか。
水道部長	充分にとの御質問に対しては、充分ではないが、分りませんが、話し合つてはおります。それで面積が49,000坪だというようなことを聞いております。
16番	今後の都市地域というものは、横に広がるよりも、立体化されるということは、十分に考慮に入つてゐると、貴方の云

う500というものは、平面に列かこのものと私は思うんだが、今後の都市地域というものは、むしろ平面よりも立体化されると、平面では500かも知れないが、立体化した場合には、1,000～2,000にもなるはずだ。そこの辺も充分配慮されているか。そういう面から考えた場合、ただ単に水道課だけの考え方でなくて、当然<sup>課</sup>関係部署であるところの建設課あたり、都計課あたりと連携を充分に取って計画はなされているかと、そういうことを聞いている訳です。

水道部長 大体のものは話し合っておりますが、これを文書にして、こうな“ああた”とはっきりした点までは相談してありません。

16番 同じ市役所内でございますので、文書云々ということはないと思いますよ。

水道部長 雑談式に、幾ら位いの貴方の見込みかと、そして我々の推定を、これは平面が主体になっております。それは将来、4階、5階と平均になった場合には、この我々の推定も相当間違うかも知れませんが、あくまでも現時点における推定であります。

16番 そこの辺は、やはり都計とかいうも

のと、一応充分な連携をもつて予算化しなかった場合、結局意に反して町が延びた場合には、又掘りかえさなければいけないという、そこら辺が問題になりますので、聞いております。

水道部長 大事なわけ今の御質問にも完全にはお答えすることはできませんが、御期待にどのような方法で、管の配置もしている積りであります。

二番 この更正の方に5号線沿の配管の追加分が計上されておりますが、現に今、54号線で水道公社による工事がなされておりました、そこに本市の3年前の方ですが、大謝名地域の恒久施設もやっておりますが、あれが全部掘りかえされておりますが、これに対する改修工事費がないんですか、これは水道公社がやるものであるのか、又現在、仮施設のままやるのか、水道公社がやる訳ですか、予算はないようですか。

水道部長 お答え致します。今日も続いておりますが大謝名地域において、恒久施設として敷いた管を掘りおこしておりますが、これは予期はしておいたか知りませんが、その場所そのものは予期してなかったと思っております。水道公社の本管工事がそ

こまで行っている訳であります。これにかかるといふ具合で、向うの命令で掘りおこしておりますが、6月議会に認められた予算の修繕費の項目で敷設してまがなっております。

12番 事務整理について、派遣要求があつたので予算計上してあると、いふ御説明でございますが、もう少し詳しく説明して下さい。

営業課長 収益的支出の営業費用の総係費、賃金のことについて、これは当初、前年度の不評事件が事務整理のために臨時を採用してやるという予定で予算を取つてあつたんですが、その後いわゆる警本からの職員派遣要求があつたものですから、それに対して向うの要求通り出すという困るということで、事務整理に当つていた臨時職員をさいてやった訳です。そのために前年度からの色々な整事務整理がまだ残つてゐる状態でありまして、是非順調に整理するためには、もっと人がいるということで、要求しております。

12番 おっしゃるのは、警察の警本ですが。

営業課長 はい。本職員の派遣を要求されたんですが、それだけ職員を派遣すると。

12番	何名要求されておりますか。
営業課長	現在は毎日行っているのは1人で、週に3回行っているのが1人、当時は職員を常時3名派遣してくれという依頼があった訳です。それでは仕事ができないからということ、当時前の滞納分の整理とかに当たっていた臨時職員をやる。
12番	向こうでどういうことをやりますか。
営業課長	向こうの警本の係官だけでは、実際の担当者ではないから、整理できない部分が出てくる訳です。これに対する応援、いわゆる事務整理員みたいな格好になっております。
12番	警察が捜査するに当たっては、向こうがやるべきであって、こっちから派遣しなければいけない理由がありますか。
営業課長	向うからの要請があったものですから、こととしても、いわゆる向うの捜査によって、それが整理されれば、我々の事務整理もマイナスにはならないだろうということに派遣しております。
12番	捜査について、協力するということはいい



と思いますが、職員をさいて向こうの捜査のため、向こうの仕事を手伝うということになりますか。

営業課長 そういふことにはなりません。

12番 それでいいと思いますか。

営業課長 それで、その後一応最初はヤッさんですが、その後強くこっちから要望して欲しいね。こうなると我々の仕事が大変になると、それで今月一杯で大体職員の応援は打切るということになっております。

議長 休憩  
再開いたします。(2時45分)

議長	再開いたします。(午後2時46分)
19番	1款1項3目業務費手数料の宛をもう少し詳しく御説明願います。
営業課長	1款事業費1項営業費用3目業務費手数料についてこれは、集金委託手数料でありまして当初は、いわゆる外人地域と民間地域と地域区に分けてやる予定で手数料を組んだ訳ですが、外人地域の場合は法人委託をするという既定方針で法人と契約を結んだんです。そうすると銀行の方で布令に抵触するので手数料は免除する、言うわけです。手数料はなくなっている訳です。
19番	手数料はとらないうち仕事はやる訳ですか。
営業課長	はい。その分を削減した訳です。
9番	メーカー手数料について、1回305ドルですか、お伺いしたい。
水道部長	そうですね。
水道部長	約5ドル位の経費がかかる、と請負す

せた場合凡ゆるものと同案して計算します。たかには、幾分かまける場合があるかも知れませ、しかし5トルの予算がなければ1個のメーター新設は出来ないと云う計算のもとに計上してあります。実際上は若し指定店がうけた場合に凡ゆるパイの事業も全部含んでいませので幾分か安くなる様な場合もあるかも知れませ、実際経費を計上したのです。

9番 取取不能

水道課 今の取付係の人達が言っているのは、普通によく1.2.3件であります。凡ゆるケース調べた場合には全然、こつかさ、タッチして居る場合には5トドル位の経費が、かかるか、こうになっておきます。

石着 収益的収入は、支出の収入の18,120トドル。支出が11,180トドル。資本的支出が14,000トドルで、収入の元が18,120トドル。支出が5,180トドルでこの差が6,460と成っております。

会計課 支出が上まわる分につきましては前年度の説明してある通り8,938トドルの前年度繰越金と云うのがございませ

たりに収益的収入の18,720千円を  
収益的支出の11,180千円の差7,540千  
円これに実際の純益として揚が  
てあります。その分の中5,062千円を  
建設改良費に充て、残りの分は  
次期に繰越して行く想定です。  
不足の分については前年度繰  
越分の8,938千円と利益剰余金の方  
が5,062千円。

石巻 現在相当の督促がおりますか。あの  
督促状が来た分はまた収入が入って  
いない分ではありますか、消込されて  
いるか。

樋部長 只今督促状を送っているのは、  
去年度分です。その去年度の場合  
には、あの不祥事件が原因で中には  
領収した形になって我々の方には  
未納と言う形になっている訳あり  
ますが、この面は外人地域の場合  
私共でました。了解をしてる件位  
のものが、見えています。だから、  
果して全然未納かと言った場合  
には、宙にとんだ金を含んであり  
ます。事務面での間違いは、恐らく  
昏無に等しいんじゃないかという位  
調べて出しておる積りであります。

乙巻 5月分は家にもっている領収もあるんですか隣近所も5、6件あるし、その件について領収がなければとりま或は確かに拂いましたと連絡すればいいか。

水道部長 これはお願いいたします。前の不祥事件が全然なければ電話なりの簡単な問合せでもおむねお知れませんか。我々としてはあくまでも証拠物押権というものを握らなければいけませんので。

乙巻 その方法はこっちから派遣していきいすあたるものであるか。それとも本人輩が直接来た人からこっちまで来て連絡すればいいか。

水道部長 これはこの沢山が色々いすいすというのかどうかという家庭訪問が出来ませんのであの督促状配付の日から16日目の日は我々は給水停止する処分がありますので。それで出張させますか。こういう事お叱りしてこっちは来水の方から出来るだけこっちは出張しても分う様お願いしている訳でありますか。若しこれも出来た方がいいのかあの給水停止という処分に来た場合にその時にこの方々に提示

してこれを我々は再発行の形に領収  
発行して回収しますので、と言う段取  
をやるうと思っております。

石倉 督促出していらっしゃるが、領収書が  
なくてこの5に控がなくて督促を。

水道部長 いや、そうではありません。我々の帳簿  
の面で未納と言う形になっておます  
ので、これは我々誰か入ったか解  
りませんか。督促として出してあり  
すか。これは本人が取って密に  
消えて我々の所に納まってなくて空  
白になったのもある訳です。たか  
し、これは「たか」といふか、さっぱり解り  
ませんので、一応は督促状を出した  
以上、この本人が領収書をもて拂  
ったと言う証拠があるか、さもない  
ければ、又お金は拂いにくるから  
し、限りは18日過ぎた場合、給水  
停止の処置を取らうと思ってお  
ります。その時は、どうしてこの5  
の職員が出張しますので。

石倉 そうして家主がおた場合はいい  
んですが、おふい場合、拂った人の  
場合は問題があるんですか。拂っ  
た人に対して領収書もあると言  
う場合、にどうするか。

水道部長　　こう混乱来たんです様に色々話し合  
っている訳であります。

石着　　私がおれして11ますのは20件以上  
あると実際領収書もあると言うのが。  
その処置に対して充分なる配慮を  
して拂った人には迷惑をかける様  
に。

水道部長　　拂った方には迷惑をかける様な  
処置はとる積りです。

10番　　資本的支出の1款1項石目の工事  
請負費の原材料費39,960キルに対  
して約65%の工事請負費25,450キ  
ルになっております。工事は何百戸  
位ですか。

水道部長　　只今の御質問は原材料費39,96  
0キルに対して工事費にかかる金額が  
大きすぎるという御質問ですか。

10番　　多いと言う訳じゃないです。聞いて  
いるんです。

水道部長　　このある地区の場合岩盤が多くて  
これは都計課と予算更正の件もあ  
った訳であります。岩盤が多くて

普通の経費ではまかなえない又、道  
うすのける様にこの深みは恒久施設  
でありますので1米位の深みにはめ  
んど、どうしても工事が出来ませんので  
工事費が少し高くかかっております。

10番 石地区の場合、かえて逆じな  
ります。5.560から対して、5.560から  
半分位で。

水道部長 もう一つ嘉敷ハイツの件  
あります。嘉敷ハイツの場合も  
水に突いて入っています。工  
事費は現在比屋良川と言っ  
ている下流であります。大謝  
名東側の貸住宅地帯ありま  
す。ここ迄本管が伸びてあ  
りますので、これを5川  
と見做しておれ、継ぐと思  
いましてその分の経費が  
かかっている訳です。

10番 工事規程は、

水道部長 この計算出し方は工務課  
の方で簡単な測量と、これは  
都計課の方が借りていま  
す。その他の場合には現  
地調査の上、それをこう  
言う様な計算が出来る  
訳です。

10番 大体の基準はあります。後で



お願いします。

水道部長 計算した本人が大謝名迄引かかれ  
ていますのでこれではっきりした返答  
に困っている訳であります。基準は  
政府の人夫賃とか何とかを基準に  
してあります。

議長 外に質疑もない様でありますので  
質疑を終りたいと思っております。御  
異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ。)

議長 御異議ございませんので、質疑  
を終り討論を行ないます。

議長 討論も省略したいと思っておりますが  
御異議ございませんでしょうか。

(異議なしと呼ぶ。)

議長 御異議ございませんので、討論  
を省略して表決に附します。

議長 議案第176号/1968年度宜野湾  
市水道事業会計追加更正予算に  
ついてを表決に附します。原案通  
り可決することに御異議ござい

いませんか。

(異議なしと叫ぶ。)

議長 御異議ありませんのでさよう決定を致します。

議長 次は日程ある諮問第5号市有財産の処分方法についてを土程致します。

議長 本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

市長 御説明申し上げます。これは1963年の3月に真栄原の土地の処分計画案を提出して証人になった訳でありますかその場合に売買の時期とか或はその他について色々当初考えておたよりも非常に複雑な問題が出ておりますしそれに又限定された議決になっておりました売買に支障を来している点がある訳でありましてこれに対して今後これを処分していく上において現在の66年の3月に議決されたその通りをやってゆくことは不可能でございますのでこれに対して諮問をお願いした訳であります。その中には先だって議長から説明がありました買上げの延期等の陳情も

ございまして非常に当局として全部売却するのに困っている様な状態でございます。

議長 本案に対する質疑を許します。

16番 借入契約人又は市長が適当と認めらる者、借地人が買収なされた場合における市長が適当と認めた者に売却と言う事になりますかこの市長が適当と認めると言う範囲はどの程度履行されるか。

市長 一丁御質問のポイントから外れるか知りませんが先申し上げました様にその借地人、契約人又は借地契約人に売却と言う事になっておりましたのでその借地契約人が年寄で自分の子供に自分の財産を引継ぐかかどうしても買う場合には子供にしなければいかんとか言う様なこともございします。その場合は養子縁組させてこの子供にどうせなかなければいかんかかこれにやかなければいかんと言う様な問題も出てくる訳でありますその借地人と親族関係をまあ親族血族養子と言った様な者に限定すると考えています。

16番 | それ以外に理解してよろしゅうござ  
いますか。そのいわゆる当事者自体でな  
い場合には、当事者に関係のある者と言  
う解釈です。確か前の議決におい  
ては当事者自体がそれを買収した  
場合は競売にふするんか」と言う事  
だったと私は記憶しています。相手  
が当事者が老令とか或いは死亡した  
とか言った様な説明が通ると思  
いますか。とこの辺は理解出来ますか。  
只莫然と適当と認める者と言う風  
に規定している場合色々な問題  
が出たかと言う事を懸念する款  
であります。ここに現況の調査の  
内容が出ておりますけれどもこの  
一件見た目で一寸問題がある  
んかと思われぬかと思われぬか  
けれどもこのやはり現在のとって  
一つは公共のものではあります。別  
ありますし、相当この建物の  
権利者とかどう言ったもの内容迄  
やはり調査する必要がないか  
うが当局としてはきりしたところ  
の調査係をおいたかどうかとこの  
辺を伺いたい。一例を挙げま  
すと番号の1契約年月日は1968  
年でありながら建物の建築月日  
は1959年である。3ヶ年間遅れ  
た不当建築であります。

60年の7月1日に戻っております。

16番 どれと9番目のものですね、これは60年に戻って。

議長 暫休憩いたします。(午後3時30分)

議長 再開いたします。(午後3時30分)

14番 16番と3番とから質疑がございまして、私をどれを懸念するものでございませう。契約は相手方が確定しておりますから、問題は無いと思っております。しかし、ゆき悪徳業者利権屋の手に入りますと色々な手をつけて非常に親族と言うのも範囲が広くこの程度が親族であるのか、どれから転売中間登記を省略と言いたい、ゆき相手方に市長が相手方と認め得る様な仮想な方法で買受けさせる様な状態を作為する人が出てくる、これも限らないうちはっきりと推定相続人と言う風に明示すれば問題は無いと思っております。それ以外の売買の相手方は、ゆき親族とか、子や孫を養子にするなどとか言う風な名目上、ゆきカバ一する為の方法で排除する

為に推定相続人以外の人には凡て排除して、どうであるかは競売に付すべきかと私は考えます。それと石巻3番の時点が大部違ひますし本市に於ける土地の登記の状況と此の誰かみては直ぐ解ります。公設顧問も創設されました手前今迄以上に借地人の権利を擁護し、それと同時に義務の履行状態と此を合わせて実態を調査していくと同時に公有財産の効率的処分と言う大目的にもマッチする為にもこの今の入札ではどうも適切な方針は出し兼ねるのではないかと言う風に考えます。それと資料を戴いておられますが、この資料を見ますと疑義がござります。それの問題をこれ以上性質上解明していく事項は只今は申し上げられません以上の様な抽象的な理由で現在問題ですか、以上の様な抽象的な理由で本諮問案件5号を運設委員会に付託すべきではなからうかと提案致します。

議長 暫休憩いたします。(午後2時30分)

議長 再開いたします。(午後3時30分)

8番 未処分の方が9筆なっています訳です

が今先5番の方は大体話し出して  
おりましたか残りも筆まか処分出来  
ない大なる理由は大体契約人が  
買う力がない世帯であるのかとれど  
値段関係で折り合がつかないの  
であるのか。又今先似たような複雑な  
問題で処分が遅れているのか大体  
の説明をしてもらいたい。

町長 1番は議会の前に議長より陳情書  
が出されてご存知と事と申しますか  
の省略致します。2番の方はこれは  
前原の地元の所が、

14番 1番の契約年月日は何時ですか

議長 定刻夕時であります、日程が終了し  
ますので時間を延長したいと思っ  
ますか御異議ございませんか。

(異議なしとつぶ)

議長 御異議ございませんので時間を延  
長することに決定致します。

議長 暫休憩いたします。(午後4時)

議長 再開いたします。(午後4時)

議長 本案につきましては、質疑を打ち切りたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ありませんので、質疑を打ち切り討論に移ります。討論を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ありませんので、討論を省略し表決に付します。諮問第5号「市有財産の処分方法」についてを原案通り可決する事に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ありませんので、左様決定致します。

議長 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しております。尚、明日は午前10時の公会議を開きます。

散会 (午後4時5分)